

重崎市R6年度「移住・定住・二拠点居住」に関する施策・事業について

	名称	概要	実施期間 (R6年度中)	1件あたりの支給額	備考	担当課	
就業支援	移住支援金	重崎市移住支援金交付事業		就業等から3ヶ月経過し、かつ、移住後1年以内の期間	①単身60万円 ②世帯100万円 →18歳未満の世帯員1人につき100万円加算	諸条件あり デジタル戦略課	
	就職	若者定住就職奨励事業		令和8年3月31日まで(1回のみ)	10万円	商工観光課	
	起業	起業支援補助事業		市内において新たに起業する方に対し地域経済の活性化を図る。 ①新規起業準備補助金(改修費、設備・備品購入費の1/2補助) ②事業所賃借料補助金(事業所の賃借料の月額1/2を1年間補助) ※いずれも上限あり	【改修費・設備等】 補助率:1/2 改修面積100㎡未満:50万円(上限) 改修面積100㎡~199㎡:100万円(上限) 改修面積200㎡以上:200万円(上限) 【家賃】 補助率:1/2 改修面積100㎡未満:月額5万円(上限) 改修面積100㎡以上:月額10万円(上限)	【改修費・設備等】 1回の起業に対し1回【家賃】開業日~1年間	商工観光課
	その他	奨学金返還支援事業助成金		定住促進と就労初期の経済的負担の軽減を目的に、奨学金の貸与を受けて高校・大学等を卒業し、就労等をしている方を対象に助成金を交付し支援	大学在学時貸与 20万円(年額上限) 高校在学時貸与 10万円(年額上限)	最初の交付決定年度から5年 デジタル戦略課	
住宅関係支援	空き家バンク	空き家対策事業		①空き家バンク登録物件リフォーム補助金(空き家バンク登録物件のリフォーム工事に對して補助金を交付) ②空き家バンク家財処分補助金(空き家バンク登録物件の家財処分に対して補助金を交付) ③空き家バンク登録者支援補助金(空き家バンクへの登録時の登記にかかる諸経費に対して補助金を交付) ④空き家バンク成約者支援補助金(空き家バンク物件への移住及び定住の際にかかる諸経費に対して補助金を交付) ⑤空き家バンク解体工事補助金(空き家バンクに登録された物件において、新たに家屋を建てるために解体及び除去を行う工事に對する諸費用に対して補助金を交付)	①・②・⑤:契約から1年以内 ③100万円 ④20万円 ④10万円 ⑤50万円	①1/2補助 リフォーム工事費 最大100万円 ②家財処分費用最大10万円 ③(登録者)不動産登記及び相談登記を行うためにかかる登記手数料・委託料 最大10万円 ④(成約者)仲介手数料・引越費用 最大10万円 ⑤1/2補助 最大50万円	デジタル戦略課
	住宅・宅地取得補助	持家住宅定住促進助成事業費		移住・定住を目的として新たに住宅(新築・中古)を取得した者に対し助成金を交付し、人口流入の促進を図る 住宅の取得日:令和6年3月31日まで	【新築・建売住宅取得】 転入者:60万円 市内在住者:30万円 【中古住宅取得】 転入者:50万円 市内在住者:20万円	諸条件あり 営繕住宅課	
	住宅・宅地取得補助	住まいるマイホーム助成金交付事業費		移住・定住を目的として新たに住宅(新築・中古)を取得した者に対し助成金を交付し、定住と人口流入の促進を図る 対象者:50歳未満の夫婦(中学生以下の子ともいる場合は年齢制限無) 住宅の取得日:令和6年4月1日~	【新築・建売住宅取得】 60万円 【中古住宅取得】 30万円 【子育て世帯加算】 同居する18歳以下の子とも1人につき10万円を上記金額へ加算する	諸条件あり デジタル戦略課	
	定住促進住宅等	定住促進住宅管理事業		公営住宅とは異なる独自の法律にて、本市への居住を希望する方の定住を促進し、地域の活性化と定住人口の増加を図る <管理住宅> サンコーボラス相母石78戸 サンコーボラス藤井79戸 サンコーボラス電岡79戸		家賃助成制度あり(下段 重崎市転入者及び新築家定住促進住宅家賃助成金) 営繕住宅課	
	家賃補助	重崎市転入者及び新築家定住促進住宅家賃助成金		重崎市への転入を促進するとともに新築家を支援し、もって定住人口の増加を図るため、定住促進住宅の家賃の一部を助成する	定住促進住宅に入居した月から2年間 家賃のうち1万円/月を助成する	諸条件あり 営繕住宅課	
	お試し滞在施設	定住対策促進事業		・定住促進住宅の目的外使用の許可(無料) ・お試しハウスによる地域の生活環境等を体験する短期滞在事業(無料) 使用期間:3~14日間		他県の住民のみ デジタル戦略課	
	その他						
	二拠点居住等	サテライトオフィス	定住対策促進事業		県外からの企業やリモートワークをする方などに利用いただけるコワーキングスペース、サテライトオフィス「Hiroba」を運営	重崎市民交流センター「ニコリ」開館日 9:30-21:30	(管理運営:(株)まあめい) デジタル戦略課
個人への支援(遠距離通勤補助等)		鉄道利用通学者支援事業		市内に居住し、県外の大学などへ通う学生に対し、定期券購入費用の一部を助成	月額上限1万円	通学定期券購入費の1/2を補助 月額最大1万円 デジタル戦略課	
子育て支援	新婚世帯支援	結婚新生活支援事業		重崎市内で新たに結婚生活を始めるための新居の購入費や家賃、引越し費用、リフォーム費用の一部に補助金を交付	・令和6年1月1日以降に、結婚届を提出した夫婦 ・夫婦の所得が500万円未満の世帯 ・婚姻日現在において、夫婦とも39歳以下である世帯 上記条件で30万円 夫婦ともに29歳以下の場合、60万円	諸条件あり デジタル戦略課	
	医療費助成	子ども医療費助成事業		高校3年生(満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者)までの子どもが医療機関を受診した際、その医療給付に係る自己負担金を医療機関窓口で徴収しないことをもって助成するもの。また、県外病院への受診など、窓口無料扱いにならなかった医療給付に係る自己負担分は、所定の期間内に市へ請求することで返還される。	現物給付(医療費無料) 満18歳3月31日(高校3年生卒業)まで	【窓口無料扱いにならなかつた分について】 市への請求期間:受診した月の翌月10日から1年間 子ども子育て課	
	妊娠祝い金・出生祝い金	出産・子育て応援給付金		妊娠期間から出産・子育てまで一貫して子育て世帯に寄り添い、ニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施。	妊婦1人あたり5万円 新生児1人あたり5万円	市内製作者による木製スプーンの贈呈 健康づくり課	
	交流・相談拠点	地域子育て支援センター管理運営事業		利便性の高い駅前立地を活かした子育て支援拠点を開設 ・子育て家庭の交流の機会、場所の提供、子育て支援情報の収集、提供、相談、講座の実施、子育てサークル等の育成及び支援などを行う。 ・乳幼児を持つ保護者(父・母)等を対象に、各種事業を通して、楽しい子育てをサポートする。	開館日:火曜日~日曜日・祝祭日	妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援を行う「重崎すくすく子育て相談センター」を併せて開設 子ども子育て課	
	不妊治療助成	重崎市不妊症対策支援事業		不妊症で子供を授かることができない夫婦及びパートナーに、治療費の一部を助成して、経済的負担の軽減を図り、治療しやすい環境づくりを行う	・治療が終了した日の翌日から1年以内に申請 ・特定及び一般不妊治療:1年度内につき20万円を限度とし通算5年 ・男性不妊治療:1年度内につき5万円を限度とし通算5年	・夫婦のいずれかが継続して1年以上重崎市に住所を有する ・年齢要件はなし ・事業婦も対象とする 健康づくり課	
	保育料・給食費等助成	子ども・子育て支援事業(重崎市多子世帯応援補助金)(重崎市私立幼稚園給食費補助金)		第2子以降の児童に対して保育料及び給食費を助成するもの	認定子ども園・幼稚園・保育所等の在籍期間 年間68,400円が上限	補助限度額 ・保育料:全額 ・給食費:4,700円/月×在籍月数 ・主食費:1,000円/月×在籍月数 子ども子育て課	
	その他	ファミリーサポート支援事業費		子育ての援助を受けたい者(依頼会員)と提供したい者(預かり会員)を登録し、安心して働くことができる環境づくりを支援するファミリーサポート事業において、利用料の半額を助成する	通年(依頼会員と預かり会員の仲介状況による)	・助成上限 3万円/月 ・重崎市在住の生後3ヶ月から小学校6年生までの子どもを持つ保護者が対象 子ども子育て課	
その他支援	育児支援	男性の育児休業取得促進事業		男性の育児休業の取得促進により、子育て世帯の仕事と育児の両立支援を図るため、中小企業に勤務する市内在住の男性労働者と事業主に奨励金を支給する	連続10日以上の子育て休業取得後職場復帰から1年以上経過が対象 ・事業主 30万円 同一年度1回限り 他制度の対象者は除く ・個人 5万円	商工観光課	